

政令第 号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一号中「推進器」の下に「並びに船舶の船体を構成するもの」を加え、同条第十二号中「及びろ波器」を「ろ波器及び磁気センサー（磁気を検知するためのセンサーをいう。）」に改め、同条に次の四号を加える。

十三 人工呼吸器

十四 無人航空機

十五 人工衛星

十六 ロケットの部品（推進装置及びロケットの機体を構成するものに限る。）

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針を踏まえ、特定重要物資として、船舶の船体を構成する部品、磁気センサー、人工呼吸器、無人航空機、人工衛星及びロケットの一定の部品を新たに指定する必要があるからである。